

向栗崎小学校ホームページ作成と公開に関するガイドライン

内灘町立向栗崎小学校

1. 規定する範囲

本ガイドラインは、内灘町立向栗崎小学校（以下本校）で作成し、Web上で配信される諸情報のデータを作成・公開するための手続きを規定するものとする。また内灘町のインターネットの利用に関する規定に準拠する。

2. 本校ホームページの目的

（1） 本校の特色や教育活動を、保護者や地域に公開し情報提供をする。

（2） 本校の教育活動への理解と協力を得、教育活動をより活性化させる。

3. 本校ホームページの管理者

管理者は校長とし、掲載された情報に責任を負う。

4. 本校ホームページの運用者

運用者は本校ホームページ作成者、確認者を含む全ての職員とする。その運用の中心を情報担当が担う。

5. ホームページの作成について

（1） ホームページの作成時には、公的な機関を代表した、教育目的での情報発信であることを十分認識し、内容を決定する。

（2） 掲載する情報（文章・絵画・写真・音楽等）は、その著作権に配慮する。

（3） 公的なWebサイトにリンクさせる場合には、本校ホームページの目的に沿うか検討し、リンク先の許諾条件に応じて掲載許諾を求め、リンクさせる。

（4） 管理者は、運用者により新規に作成されたページが、公開範囲に相応しい内容や条件を揃えているか判断し、判断結果を運用者に伝える。

（5） 本規定に沿わない内容、誤った内容が発信された場合、管理者及び運用者は、速やかに発信内容を訂正・削除する。

6. 児童写真・作品等の掲載についての留意事項

（1） 個人の顔と名前が一致し、個人を特定できるような掲載はしない。

- (2) 個人の名誉を傷つけるような掲載はしない。
- (3) 内容の説明、誤字の修正などは、児童の著作物の内容を変更しない範囲で行う。
- (4) 年度初めに文書で保護者へ掲載許可を確認し、特に相談が必要な場合には、担任は保護者と相談する。

7. 転載について

- (1) 当サイト内のページもしくはページの一部、画像等のコンテンツの無断転載及び無断複製は認めない。転載や複製を行いたい場合は、必ず管理者の許可を必要とする。
- (2) 当サイトへのリンクの設置に問題がある場合、リンクの削除もしくはリンクページの変更等を要請する場合がある。

8. 本ガイドラインの改訂について

迅速性を重視し、本ガイドラインは、管理者及び運用者の承認があればいつでも改訂することができる。

2011/08/31